

写

滝沢市における容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書(1枚目)

(趣旨)

第1 本協定は、滝沢市(以下「市」という。)において小売業者等、市民団体等、市が循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環として、容器包装廃棄物の削減に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

第2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場で容器包装廃棄物の削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

第3 小売業者等は、容器包装の発生を抑制するため、次の項目の一つ以上を実施します。

- (1) 店頭レジにおける買い物袋提供を控える取組
 - (2) マイバッグ持参の呼びかけなどによる普及の取組
 - (3) 商品のばら売りや簡易包装の実施
- 2 小売業者等は、容器包装廃棄物の資源化に向けて、店頭回収などを推進し、リサイクルの推進に努めます。
- 3 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 4 小売業者等は、市が実施する容器包装廃棄物の削減に関する施策及びその広報に積極的に協力します。

(市民団体等の取組)

第4 市民団体等は、団体の構成員及び市民に対し、店頭レジにおける買い物袋受取の辞退、マイバッグの持参、簡易包装の選択、店頭回収の活用等と呼びかけ、容器包装廃棄物の削減に向けた取組を積極的に支援するとともに、団体の構成員及び市民の意識向上を図ります。

(市の取組)

第5 市は、小売業者等及び市民団体等と連携し、本協定の取組について市民の理解と協力が得られるよう広報等による周知を実施します。

(協定への参加及び脱退等)

第6 本協定の趣旨に賛同し、自らの責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、その旨申し出ることにより、脱退することができることとします。

(補則)

第7 本協定の定める事項を変更しようとするとき、本協定に定めのない事項で必要が生じたとき又は本協定に関し疑義が生じたときは、協定参加者の間で協議することとします。

平成31年 1月30日

本協定の参加者は、次に掲げる者となります。

いわて生活協同組合
代表理事

飯塚 明彦



株式会社ベルジョイス
代表取締役

澤田 司



株式会社マイヤ
代表取締役

井原 良幸



株式会社ユニバース
代表取締役

三浦 純一



株式会社流通技研
代表取締役

小菊米 基弘



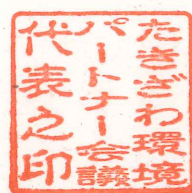
滝沢市衛生指導員協議会
会長

石川 龜一



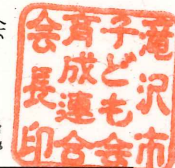
たきざわ環境パートナー会議
代表

豊島 正幸



滝沢市子ども会育成連合会
会長

主演 恵 悦



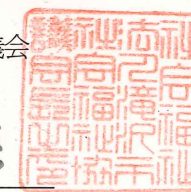
ごみ処理のあり方を考える滝沢の会
共同代表

藤沢 光一



社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会
会長

佐藤 光保



滝沢市商工会
会長

阿部 正喜



滝沢市自治会連合会
会長

下田 富幸



滝沢市地域婦人協議会
会長

柳 橋 好子



滝沢市長

主演 了

